

相談窓口一覧			まずは 右のページをご覧ください！
相談実施機関	電話番号	受付時間	
群馬県警察本部	警察安全相談室 (警察本部の総合相談窓口)	#9110(短縮) 027-224-8080	24時間受付 (ただし、夜間休日は 当直員が応じます)
	性犯罪被害相談電話	#8103(短縮) 0120-271-110	24時間受付 (ただし、夜間休日は 当直員が応じます)
	女性相談者専用電話	027-224-4356	月～金 8:30～17:15
前橋市DV電話相談		027-898-6524	月～金 9:00～17:00
高崎市DV電話相談		027-381-6223	月～金 9:00～16:00
伊勢崎市DV電話相談		0270-27-5811	月～金 9:00～16:00
太田市DV電話相談		0276-47-1858	月～金 9:00～17:00
館林市DV電話相談		0276-47-5176	月～金 9:00～17:00
藤岡市配偶者暴力相談 支援センター		0274-24-5110	月～金 8:30～17:15
安中市DV電話相談		027-329-6646	月・火・木・金 9:00～16:00
長野原町配偶者暴力相談 支援センター		0279-82-2422	月～金 9:00～17:00
大泉町配偶者暴力相談 支援センター		0276-20-3988	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
女性の人権ホットライン (前橋地方法務局人権擁護課)		0570-070-810	月～金 8:30～17:15
法テラス群馬 (DV等被害者法律相談)		0570-078320	月～金 9:00～17:00
公益社団法人被害者支援 センターすてっぷぐんま		027-253-9991	月～金 10:00～16:00
NPO法人きりゅう女性 支援グループいぶき		0277-43-6068	火・金 10:00～12:00
認定NPO法人ひこばえ		027-215-7830	月・水・金 10:00～16:00
NPO法人結いの家		0278-22-2035	月～土 9:00～17:00
NPO法人おおた女性ネット		090-4743-5360	月～金 9:00～16:00
男性DV被害者相談電話		027-263-0459	毎月第2・4水曜日 12:00～13:30

※このほか、DVについてのご相談をお受けしている市町村もあります。
詳しくは各市町村におたずねください。

ひとりで悩まず、相談してください

★ 相談は無料、秘密は固く守ります ★

群馬県女性相談支援センター

〔配偶者暴力相談支援センター〕

DV相談電話 **#8008(短縮) ☎027-261-4463**

9:00～17:00(祝日及び年末年始を除く)

さまざまな女性 **#8778(短縮) ☎027-261-4466**

の悩み相談電話 月～土曜日 9:00～17:00(祝日及び年末年始を除く)

メール相談 konnanjosei@pref.gunma.lg.jp

24時間受付



※弁護士によるDV等法律相談は予約制となっていますので、
事前に電話での予約をお願いします。

※面接での相談を希望される方は、事前に電話での予約を
お願いします。

DV相談+（プラス）〔内閣府相談窓口〕



0120-279-889

※24時間受付

※チャットでも受け付けています。

<https://soudanplus.jp/>



Saveぐんま

〔群馬県性暴力被害者サポートセンター〕

#8891(短縮) ☎027-329-6125

電話相談：月～金曜日 9:00～17:00

(休日及び年末年始を除く)

※相談者の性別は問いません。

※夜間・土日祝日は、全国一律のコールセンターへ
繋がり、ご相談できます。



発行 群馬県生活こども部生活こども課男女共同参画室

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

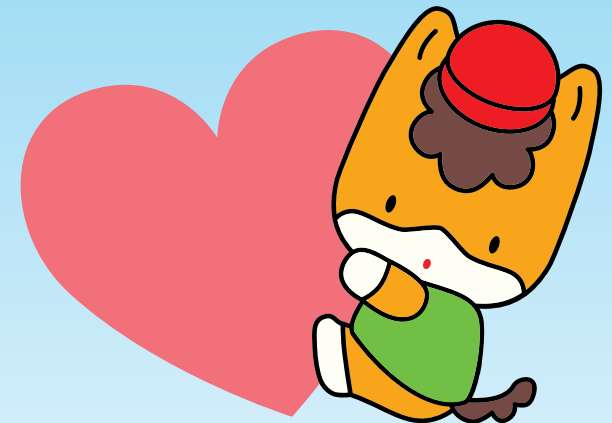
電話 027-226-2902

ホームページ <https://www.pref.gunma.jp>

〈法務省委託事業〉

2025.7

ひとりで 抱えないで



© 群馬県 くんまちゃん

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、
許されない人権侵害行為です



群馬県

DV ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) とは…

配偶者や事実婚、交際相手など
親しい関係で起こる暴力のことです



**DVは、重大な
人権侵害であり、
犯罪です**

暴力の形態

● 身体的暴力

殴る蹴る／突き飛ばす／つねる／物を投げる／首を絞める／刃物で脅かす／引きずり回す／髪を引っ張る／熱湯・水を使つての暴力 など

● 精神的暴力

大声でどなる／何を言っても無視をする／「稼がが悪い」「もっと働け」と非難する／「誰のおかげで食べられるんだ」「甲斐性なし」などと見下して言う／大切にしている物を壊したり捨てたりする など

● 性的暴力

見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる／避妊に責任をもたない／嫌がっているのに性行為を強要する／中絶の強要 など

● 経済的暴力

生活費を渡さない／外で働くことを妨害したり仕事を辞めさせたりする／家庭の収入について一切知らされず手をつけさせない など

● 社会的暴力

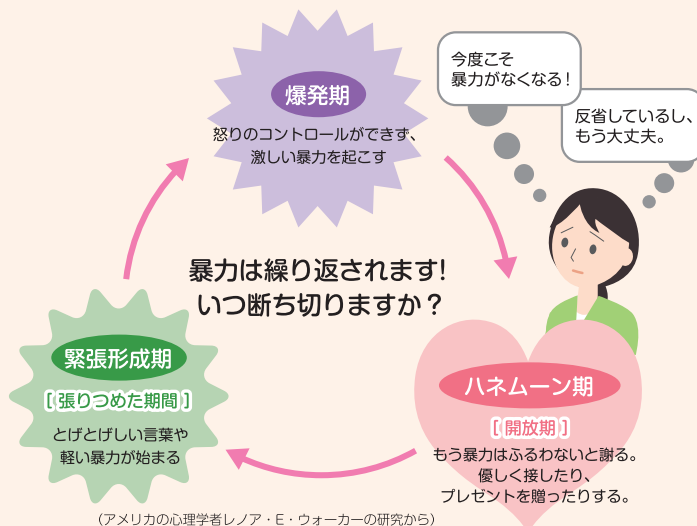
実家や友人と付き合うのを制限・監視したり、電話や手紙などを細かくチェックしたりする など

● 子どもを利用した暴力

子どもに暴力を見せる（面前DV）／子どもに自分の言いたいことを伝えさせる／子どもを危険な目に遭わせる／子どもを取り上げる など

男性も被害者になることがあります

加害者の行動サイクル



加害者に激しい暴力をふるわれても、うって変わって優しくなる時期があるために、図のようなサイクルを繰り返してしまい、暴力的な関係から抜け出すことができません。

誤った思い込みをしていませんか？

✗ 暴力をふるうのは特別な人？

職場や近所で「いい人」と評判の、何の問題もないように見える人が、DV加害者である場合もたくさんあります。

✗ 被害者にも問題がある？

DVは理由もなく始まるケースも多く、あらゆる場合において、暴力を正当化することはできません。

✗ 離婚したら、子どもがかわいそう？

DVを目の当たりにすることは、子どもに大変な精神的ダメージを与えます。暴力が子どもに及ぶこともあり、離婚に対する固定観念の見直しが必要です。

✗ 逃げようとすれば逃げられるのに、なぜ逃げないの？

DVによる気力・体力の喪失や、経済的・精神的な事情によって、「逃げ出さない」のではなく「逃げ出せない」のです。

被害を受けているあなたへ

DVかな？と思ったら、迷わず相談してください

相談窓口は
裏面をご覧ください

身の周りでDVが起きていたら…

■ けがをしているとき・しそうなとき

配偶者暴力相談支援センター
または、**警察に通報**をお願いします

※連絡先は裏面を参照

配慮の ポイント

必ず被害者の同意を得てください。
ただし、被害者の生命や身体に危険が迫っているときには、迷わず最寄りの警察に連絡してください。

■ 精神的被害のみのとき

被害者は、相談窓口を知るだけでも安心できます。
ぜひ、裏面の相談機関について情報を提供してあげてください。

配慮の ポイント

情報提供は、
加害者が不在のときに してください。

児童虐待との関係

DVのある家庭では、児童虐待も起きているケースが多くあります。子どもへの直接的な暴力はもちろん、DVを目撃させることも児童虐待にあたるとされています。



※一部のIP電話はつながりません。

インターネットの誹謗中傷相談窓口

☎ **027-212-0091**

月～金曜日 9:00～17:00
(休日及び年末年始除く)

✉ メール相談 24時間受付
netsoudan@step-gunma.org

